

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 北海道財務局長

**【提出日】** 平成25年5月10日

**【四半期会計期間】** 第42期第1四半期(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

**【会社名】** 中道リース株式会社

**【英訳名】** Nakamichi Leasing Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 関 寛

**【本店の所在の場所】** 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

**【電話番号】** 札幌011(280)2266

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営主計室長 遠藤 龍二

**【最寄りの連絡場所】** 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

**【電話番号】** 札幌011(280)2266

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営主計室長 遠藤 龍二

**【縦覧に供する場所】** 中道リース株式会社 東京支社  
(東京都港区浜松町1丁目27番14号 サン・キツカワビル)  
証券会員制法人 札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第41期 第1四半期 累計期間	第42期 第1四半期 累計期間	第41期
会計期間	自 平成24年 1月1日 至 平成24年 3月31日	自 平成25年 1月1日 至 平成25年 3月31日	自 平成24年 1月1日 至 平成24年 12月31日
売上高 (千円)	7,882,762	7,807,412	31,237,190
経常利益 (千円)	115,686	163,824	495,034
四半期(当期)純利益 (千円)	84,760	94,427	201,801
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	2,297,430	2,297,430	2,297,430
発行済株式総数 (内、普通株式) (内、A種優先株式) (千株)	10,180 (8,680) (1,500)	10,080 (8,680) (1,400)	10,080 (8,680) (1,400)
純資産額 (千円)	6,611,488	6,805,539	6,674,158
総資産額 (千円)	83,866,409	89,425,096	90,499,396
1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	11.48	12.78	21.63
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	4.32	5.08	10.48
1株当たり配当額 (円)	普通株式 A種優先株式	普通株式 A種優先株式	普通株式 A種優先株式 5.00 30.00
自己資本比率 (%)	7.9	7.6	7.4

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき重要な関連会社が存在しないため記載しておりません。

3 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。  
 また、重要な関係会社の異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

##### 経営成績に関する分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新政権への期待感や日銀の一層の金融緩和策により円安の進行、株価の上昇が一段と進みましたが、欧州の債務問題や中国市場の不安定さが依然として解消されず、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当社は、営業部門におきましては、北関東の基盤強化を図るため宇都宮支店を開設、またバス事業特販課の西日本での本格稼働等、組織体制を一部変更し、積極的に営業活動を展開してまいりましたが、主力商品である建設関連機械及び輸送用機械の受注の遅れ等により、当第1四半期累計期間における新規受注高は6,519百万円（前年同四半期比23.3%減）となりました。

損益面では、当第1四半期累計期間の売上高は7,807百万円（同1.0%減）、営業利益は156百万円（同33.7%増）、経常利益は164百万円（同41.6%増）、四半期純利益は94百万円（同11.4%増）となりました。

##### セグメントの業績

当第1四半期累計期間におけるセグメントの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントにおける売上高については「外部顧客に対する売上高」の金額、セグメント利益については報告セグメントの金額を記載しております。

##### [リース・割賦・営業貸付]

リース・割賦・営業貸付の新規受注高は6,327百万円（前年同四半期比20.2%減）、営業資産残高は60,538百万円（前期末比0.8%増）となりました。また、売上高は7,046百万円（前年同四半期比1.6%減）、セグメント利益は79百万円（同17.2%増）となりました。

##### [不動産賃貸]

不動産賃貸の新規受注高はありませんでした（前年同四半期は357百万円）。営業資産残高は12,832百万円（前期末比2.1%減）となりました。また、売上高は715百万円（前年同四半期比5.4%増）、セグメント利益は182百万円（同12.5%増）となりました。

[ その他 ]

その他の新規受注高は192百万円（前年同四半期比8.0%減）、営業資産残高は415百万円（前期末比4.4%増）となりました。また、売上高は46百万円（前年同四半期比1.8%増）、セグメント利益は6百万円（同27.6%増）となりました。

財政状態に関する分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前期末比1,074百万円減少し89,425百万円となりました。これは主に現預金の減少によるものです。

負債合計は、前期末比1,206百万円減少し82,620百万円となりました。これは主に借入金の減少によるものです。

純資産合計は、前期末比131百万円増加し6,806百万円となりました。これは主にその他有価証券評価差額金の増加によるものです。

(2) 事実上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
A種優先株式	3,000,000
計	30,000,000

(注) 「普通株式または優先株式につき消却があった場合でも、これに相当する株式数は減じない。」旨を定款に定めております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,679,800	8,679,800	札幌証券取引所	(注1) 単元株式数 1,000株
A種優先株式 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等)	1,400,000	1,400,000		(注2, 3, 4, 5, 6) 単元株式数 1,000株
計	10,079,800	10,079,800		

- (注) 1 権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式であります。
- 2 A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、A種優先株式の取得価額が下方に修正された場合に、同優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
- 修正の基準  
 転換請求期間の初日に先立つ45取引日に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)
- 修正の頻度  
 1年に2回(平成26年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年2月1日及び8月1日)
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- 取得価額の下限  
 当初転換価額の70%相当額  
 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
 A種優先株式数に係る払込金額の総額を、当初転換価額の70%相当額で除して算出される株数
- (4) 当社の決定によるA種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無  
 当社は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年6月1日から6月30日の期間内または12月1日から12月31日の期間内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができます。

3 A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき30円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。

前記のほか、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては残余財産の分配は行なわない。

(3) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年5月1日から5月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「期末償還請求期間」という。)または11月1日から11月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。)において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求(以下「償還請求」という。)をすることができる。当社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付(以下「償還」という。)の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行しているA種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各A種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1株につき1,000円とする。

(4) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年6月1日から6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「期末強制償還期間」という。)内または12月1日から12月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。)内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得(以下「強制償還」という。)することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、当会社株主総会における議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、A種優先株主に対し、募集割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権(転換予約権)

A種優先株主は、以下に定める転換(以下において定義される。)を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、当社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得(以下「転換」という。)を請求することができる(以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。)

転換を請求し得べき期間

平成26年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年2月1日から4月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで及び8月1日から10月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで(それぞれ、以下「転換請求期間」という。)

転換の条件

A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式への転換を請求することができる。

イ．当初転換価額

最初の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価とする。なお、上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、最初の転換請求期間経過後の各転換請求期間において、A種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)以降次回の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までの間、当該修正後の価額に修正される。但し、算出された価額が当初転換価額の70%相当額(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、算出された価額が当初転換価額の130%相当額(以下「上限転換価額」という。)を上回るときは、修正後の転換価額は上限転換価額とする。転換価額が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までに、下記八．により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当社の普通株式が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立って札幌証券取引所において上場廃止された場合には、当社の普通株式の上場廃止の日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ハ．転換価額の調整

A．A種優先株式の発行後、次のaないしcのいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

a．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る払込金額または処分価額をもって、普通株式を発行または当社が有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(但し、株式分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読替える。

b．株式分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。

c．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式の新株予約権または普通株式への転換予約権を行使できる有価証券を発行または処分する場合、調整後の転換価額は、当該新株予約権または転換予約権を行使できる有価証券の発行日もしくは処分の日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行または処分された新株予約権または有価証券上の転換予約権が全額行使されたものとみなし、その発行日もしくは処分の日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

B．上記A．aないしcに掲げる場合のほか、合併または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

C．転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日(但し、株式分割を行うための当会社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日)、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該新規発行分は含まれない。)とする。

E. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

## 二. 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換のために提出したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

### (8) 普通株式を対価とする取得条項(強制転換)

当社は、平成28年1月20日までに償還(本項において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。)されずかつ普通株式に転換されなかったA種優先株式を、その翌日(以下「A種優先株式強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する(本項において、「強制転換」という。)。平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額がA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までに前項に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

### (9) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

- 4 A種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由  
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 5 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 6 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日		10,079,800		2,297,430		2,137,430

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,400,000		「1 株式等の状況」「(1) 株式の総数等」「発行済株式」の「内容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,293,000	929	(注1、2)
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,298,000	7,298	(注1)
単元未満株式	普通株式 88,800		(注1、3)
発行済株式総数	10,079,800		
総株主の議決権		8,227	

- (注) 1 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
2 当社所有の自己株式が364,000株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が929,000株含まれております。  
3 当社所有の自己株式が179株、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中道リース株式会社	北海道札幌市中央区北1 条東3丁目3番地	364,000	929,000	1,293,000	12.83
計		364,000	929,000	1,293,000	12.83

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-E S O P)」制度 の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行株 式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 -12

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、瑞輝監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	10,287,989	9,141,829
受取手形	17,817	43,892
割賦債権	20,764,161	20,768,790
リース債権及びリース投資資産	39,078,223	39,029,675
営業貸付金	1,286,908	1,249,093
その他の営業貸付債権	607,104	564,773
賃貸料等未収入金	1,666,385	1,733,236
その他の流動資産	495,045	498,307
貸倒引当金	231,542	193,402
流動資産合計	73,972,090	72,836,192
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
賃貸資産	13,403,760	13,266,275
社用資産	94,968	94,866
有形固定資産合計	13,498,729	13,361,141
無形固定資産	143,562	150,324
<b>投資その他の資産</b>		
その他の投資	2,887,142	3,056,007
貸倒引当金	72,008	68,748
投資その他の資産合計	2,815,134	2,987,259
固定資産合計	16,457,425	16,498,724
繰延資産	69,881	90,180
資産合計	90,499,396	89,425,096
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	1,020,127	977,813
買掛金	2,235,138	2,455,031
短期借入金	6,753,100	3,360,300
1年内返済予定の長期借入金	21,033,691	20,419,571
1年内償還予定の社債	528,000	828,000
1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払 債務	359,000	330,000
未払法人税等	341,502	120,000
割賦未実現利益	1,131,680	1,104,040
役員賞与引当金	22,000	-
賞与引当金	44,535	54,491
その他の流動負債	1,000,684	1,125,022
流動負債合計	34,469,457	30,774,268

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	3,485,000	4,785,000
長期借入金	37,941,219	36,529,629
債権流動化に伴う長期支払債務	253,000	2,915,000
退職給付引当金	23,870	29,300
受取保証金	6,306,320	6,209,409
資産除去債務	400,990	402,816
その他の固定負債	945,382	974,134
<b>固定負債合計</b>	<b>49,355,780</b>	<b>51,845,288</b>
<b>負債合計</b>	<b>83,825,238</b>	<b>82,619,556</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,297,430	2,297,430
資本剰余金	2,137,430	2,137,430
利益剰余金	2,377,556	2,393,047
自己株式	219,359	219,442
<b>株主資本合計</b>	<b>6,593,057</b>	<b>6,608,466</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	81,101	197,074
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>81,101</b>	<b>197,074</b>
<b>純資産合計</b>	<b>6,674,158</b>	<b>6,805,539</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>90,499,396</b>	<b>89,425,096</b>

(2)【四半期損益計算書】  
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	7,882,762	7,807,412
売上原価	7,308,269	7,212,176
売上総利益	574,493	595,236
販売費及び一般管理費	457,779	439,147
営業利益	116,714	156,088
営業外収益		
受取利息	77	72
受取配当金	1,910	1,880
匿名組合投資利益	2,835	2,999
償却債権取立益	831	9,774
その他の営業外収益	922	71
営業外収益合計	6,575	14,797
営業外費用		
支払利息	5,425	4,913
支払手数料	2,125	2,127
その他の営業外費用	53	20
営業外費用合計	7,603	7,061
経常利益	115,686	163,824
税引前四半期純利益	115,686	163,824
法人税、住民税及び事業税	69,128	115,161
法人税等調整額	38,202	45,764
法人税等合計	30,926	69,397
四半期純利益	84,760	94,427

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
(1)受取手形 (貸借対照表上の科目)		
受取手形	1,098千円	2,022千円
割賦債権	153,617千円	147,069千円
リース投資資産	50,445千円	50,205千円
営業貸付金	2,215千円	2,215千円
受取手形計	207,376千円	201,512千円
(2)支払手形	148,575千円	317,815千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	225,595千円	215,796千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月23日 定時株主総会	普通株式	44,318	6.00	平成23年12月31日	平成24年3月26日	利益剰余金
平成24年3月23日 定時株主総会	A種 優先株式	45,000	30.00	平成23年12月31日	平成24年3月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月26日 定時株主総会	普通株式	36,936	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月27日	利益剰余金
平成25年3月26日 定時株主総会	A種 優先株式	42,000	30.00	平成24年12月31日	平成25年3月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	リース・割賦・ 営業貸付	不動産賃貸	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,158,464	678,690	7,837,155	45,607	7,882,762
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	7,158,464	678,690	7,837,155	45,607	7,882,762
セグメント利益	67,461	161,564	229,025	4,371	233,397

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディカルサポート事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	229,025
「その他」の区分の利益	4,371
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	116,682
四半期損益計算書の営業利益	116,714

(注) 全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	リース・割賦・ 営業貸付	不動産賃貸	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,045,548	715,427	7,760,975	46,437	7,807,412
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	7,045,548	715,427	7,760,975	46,437	7,807,412
セグメント利益	79,039	181,836	260,875	5,577	266,452

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディカルサポート事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	260,875
「その他」の区分の利益	5,577
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	110,363
四半期損益計算書の営業利益	156,088

(注) 全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	11.48円	12.78円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	84,760	94,427
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	84,760	94,427
普通株式の期中平均株式数(株)	7,386,401	7,386,866
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4.32円	5.08円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	12,234,910	11,214,354
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月9日

中道リース株式会社  
取締役会 御中

瑞輝監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大 浦 崇 志 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 瀬 戸 口 明 慶 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中道リース株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第42期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、中道リース株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。